

オンラインでも手続きできます。詳しくは町ホームページをご確認ください。

新生活 健康保険の手続きも忘れずに

3～4月は進学や就職など、新生活をスタートする方が多い時期です。新生活のスタートとともに、次のような環境の変化があった方は、町民課国保医療係に忘れずに届出をしてください。

国民健康保険だった方が、 職場の健康保険に加入したとき

《お持ちいただくもの》

- ・新しい健康保険の資格確認書等※
- ・国民健康保険の資格確認書
- ・マイナンバーのわかるもの



※資格確認書等

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方は「資格確認書」、利用登録している方は「資格情報のお知らせ」が必要です。

国民健康保険
の届出には
マイナンバー
が必要です！



国民健康保険だった方が、 進学のために住所を変更するとき

《お持ちいただくもの》

- ・学生証や在学証明など、学生であることが証明できるもの
- ・国民健康保険の資格確認書
- ・マイナンバーのわかるもの



社会保険を抜けて、 国民健康保険に加入するとき

《お持ちいただくもの》

- ・離職票や資格喪失連絡票など、社会保険を抜けた日がわかるもの
- ・マイナンバーのわかるもの
(本人と世帯主)

一定の条件を満たす方は、退職後も職場の健康保険に引き続き加入できます（任意継続被保険者制度）。

また、ご家族の扶養家族として別の社会保険に加入することもできます。

詳しくは勤務先またはご家族の勤務先にお問い合わせください。

健康保険が変わったら、新しい資格確認書等を医療機関に提示しましょう。

古い資格確認書は**必ず**返却しましょう。

職場の健康保険に加入すると、国民健康保険の資格確認書は無効になります。誤って国民健康保険の資格確認書を使ってしまうと、国民健康保険に医療費を返還していただかなければならなくなる場合がありますので、忘れずに届出してください。



学生さんは
要チェック!!

国民年金 からのお知らせ

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

●対象 学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、本人の前年所

得が次の計算式で計算した金額以下である方
[所得の目安]

128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)

●承認期間 4月～翌年3月

※承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに日本年金機構から再申請の用紙が届きます。引き続き学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項をご記入の上、返送ください。

ココに注目!

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、令和7年度に保険料納付を猶予されている方で、令和8年度も引き続き在学予定の方へ、4月初めに基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が、日本年金機構より送付されます。

同一の学校に在学されている方は、当該はがきに必要事項を記入して返送いただく

ことにより、令和8年度の申請ができます（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です）。

なお、令和8年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望の場合は、年金事務所で納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、年金事務所にお問い合わせください。

もし、年金を受けている方が
所在不明になったら…

届出が必要です。

- ▷ 年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を速やかに行う必要があります。提出先は年金事務所です。
- ▷ お届けいただいた後に受給権者本人の健在を確認し、所在が不明な場合は、年金の支払いが一時的に止まります。
- ▷ 年金の支払いが止まっている方の所在が明らかになったときは、年金の受取を再開するための手続きが必要になります。年金事務所にご連絡をお願いします。

*年金事務所で年金請求などの相談をする場合は、事前予約が便利です（☎0570-05-4890）。

*白鷹町を会場に令和8年度も移動年金相談（予約制）が開かれます。場所、時間など詳しい内容は決定次第、広報誌などでお知らせします。

[相談日]

6月17日(水)・9月16日(水)・
12月16日(水)・3月17日(水)

*4月からの国民年金保険料は、月額17,920円になります。